



発行 新潟県
第 53 号
 令和元年11月5日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 604 道路の区域変更（道路管理課）
- 605 道路の供用開始（道路管理課）
- 606 都市計画の変更案の縦覧（都市政策課）

企業局公告

総合評価一般競争入札の実施（企業局総務課）

選挙管理委員会規程

- 6 公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程（選挙管理委員会）

告 示

◎新潟県告示第604号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和元年11月5日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 水原亀田線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
阿賀野市堀越字砂田769番2から 同市堀越字砂田3271番1まで	新	(A)6.4～12.0メートル	284.2メートル
		(B)6.5～11.0メートル	255.8メートル
	旧	6.4～12.0メートル	284.2メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第605号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和元年11月5日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 水原亀田線
- 2 供用開始の区間
阿賀野市堀越字砂田769番2から同市堀越字砂田3271番1まで
- 3 供用開始の期日 令和元年11月5日

◎新潟県告示第606号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更案を縦覧に供する。

令和元年11月5日

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 燕弥彦都市計画道路
- (2) 名称 3・3・3号 燕弥彦線
3・3・4号 燕分水線
3・3・20号 吉田西太田線
3・4・21号 国道116号線
3・4・22号 月潟吉田線
3・5・23号 吉田本所学校町線
3・3・40号 国道116号吉田バイパス

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 3・3・3号 燕弥彦線
 - ア 追加する部分
なし
 - イ 削除する部分
なし
- (2) 3・3・4号 燕分水線
 - ア 追加する部分
燕市下粟生津字横町、字下組、野本字村附、田中新字裏畑、字二反田、字早稲田、字前田の各一部
 - イ 削除する部分
なし
- (3) 3・3・20号 吉田西太田線
 - ア 追加する部分
なし
 - イ 削除する部分
燕市吉田字流間、字明院、字谷内、中増、富永字腰廻、富永十兵衛新田字谷地、吉田吉栄字苗代割、字一番割、吉田法花堂字下岡田、字苗代割、字大開、吉田下中野字潟の内、吉田西太田字土手内の各一部
- (4) 3・4・21号 国道116号線
 - ア 追加する部分
新潟市西蒲区津雲田字横上、字堤ノ内、燕市鴻巣字雑司免、字西ノ神、字糺、字ヤケ、下粟生津字下組、字潟、字横町、字上組、粟生津字山王の各一部
 - イ 削除する部分
なし
- (5) 3・4・22号 月潟吉田線
 - ア 追加する部分
なし
 - イ 削除する部分
燕市富永字腰廻、吉田字谷内の各一部
- (6) 3・5・23号 吉田本所学校町線
 - ア 追加する部分
なし

イ 削除する部分

燕市吉田下町、吉田中町、吉田上町、吉田新田町、吉田新町の各一部

(7) 3・3・40号 国道116号吉田バイパス

ア 追加する部分

燕市熊森字四ツ割、字八幡田、粟生津字山王、下粟生津字上組、字横町、字下組、吉田西太田字土手内、吉田下中野字潟ノ内、吉田法花堂字大開、字下岡田、吉田吉栄字一番割、字二番割、吉田字中増、富永字仲沖、字松田、米納津字野附、字原、字大島崎、米納津、吉田鴻巣字箱根、吉田鴻巣字小川、字三方口、字堅割、新潟市西蒲区津雲田字堤の内、字横上、和納字三田、高橋字カサバ、字土手下、下和納字町田の各一部

イ 削除する部分

なし

3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間 自 令和元年11月5日

至 令和元年11月19日

(2) 場所

ア 三条市興野1丁目13番45号(〒955-0046)

新潟県三条地域振興局地域整備部計画調整課

イ 新潟市東区竹尾2丁目2番80号(〒950-8716)

新潟県新潟地域振興局地域整備部庶務課行政係

ウ 燕市吉田西太田1934番地(〒959-0295)

燕市都市整備部都市計画課

エ 新潟市中央区学校町通1番町602番地1(〒951-8550)

新潟市都市政策部都市計画課

オ 新潟市西蒲区巻甲2690番地1(〒953-8666)

新潟市西蒲区役所建設課

4 意見書の提出方法

案について意見のある者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所及び電話番号を記載した意見書を縦覧場所に提出することができる。

5 意見書を提出できる者

燕市及び新潟市の住民並びに利害関係人

6 意見書の提出期限

令和元年11月19日(火)(必着のこと。)

企業局公告

総合評価一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2第1項の規定により、新潟県企業局財務会計システム等更新業務委託について、次のとおり総合評価一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものである。

令和元年11月5日

新潟県企業管理者 桑原 勝史

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称

新潟県企業局財務会計システム等更新業務委託

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和3年3月31日まで

- (4) 履行場所
新潟県企業局総務課の指定する場所
- 2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等
- (1) 入札説明書の交付期間及び交付場所
令和元年11月5日(火)から令和元年11月19日(火)まで、新潟県企業局ホームページからダウンロードすること。
URL <https://www.pref.niigata.lg.jp/site/kigyoo/>
- (2) 問合せ等
入札説明書による。
- 3 入札執行の日時及び場所
- (1) 入札執行日時
令和元年12月19日(木)午前10時
- (2) 入札執行場所
新潟県庁行政庁舎16階入札室
- 4 本件入札に参加する者に必要な資格
本件入札は、次に掲げる一の個人又は法人であって、それぞれ次に掲げる要件を全て満たしている者でなければ参加することができない。
- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
- ア 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをした者又は同条第2項の規定による再生手続開始の申立てをされている者
- イ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項各号の規定による更生手続開始の申立てをした者又は同条第2項各号の規定による更生手続開始の申立てをされている者
- ウ 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定による清算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てがなされている者
- (3) 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の未納がない者であること。
- (4) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (5) 地方公営企業(地方公共団体の経営する企業のうち、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)の全部又は一部を適用するものをいう。)を対象とする企業会計システムの開発業務に係る実績を有する者(当該業務を再委託で請け負った場合を除く。)であること。
- 5 本件入札に係る参加資格の確認
本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書及び添付資料(以下「競争入札参加資格確認申請書等」という。)を提出し、4に定める参加資格を満たしているかの確認を受けなければならない。
- (1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出
- ア 提出期間
令和元年11月20日(水)から令和元年11月27日(水)まで(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前9時から午後5時まで
- イ 提出先
郵便番号950-8570
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県企業局総務課予算係
- ウ 提出方法
本人(法人にあつては代表権限を有する者。以下同じ。)若しくは代理人の持参又は郵送により提出すること。
なお、郵送の場合は、配達証明付きの書留郵便(封筒に「新潟県企業局財務会計システム等更新業務委託 競争入札参加資格確認申請書在中」と朱書きをしたものに限る。)をもって、アの提出期間内必着で提出すること。
- (2) 本件入札に係る参加資格の確認結果については、令和元年12月2日(月)までに競争入札参加資格確認通知書をもって通知する。ただし、参加資格を満たすことの通知を行った場合であっても、当該通知後において

て、4に定める参加資格を満たさないことが明らかになったときは、これを取り消す。

6 企画提案書の提出

5(2)において、本件入札の参加資格を満たすことの通知を受けた者(以下「入札参加者」という。)は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出すること。

(1) 提出期間

令和元年12月3日(火)から令和元年12月6日(金)までの各日の午前9時から午後5時まで

(2) 提出先

5(1)イに同じ。

(3) 提出方法

本人若しくは代理人の持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送の場合は、配達証明付きの書留郵便(封筒に「企画提案書在中」と朱書きをしたものに限る。)をもって、(1)の提出期間内必着で提出すること。

(4) 提出書類及び部数

入札説明書による。

7 企画提案書の内容説明及び質疑応答

入札参加者は、新潟県企業局財務会計システム等更新業務委託業者総合評価委員会に対し、企画提案書について次のとおり内容説明及び質疑応答を行うものとする。

(1) 日時

令和元年12月17日(火)午前9時から午後5時までの間で別途通知する時刻

(2) 場所

新潟県庁内会議室又は新潟県庁周辺会議室

(3) 持ち時間及び説明者

入札説明書による。

8 入札手続等

(1) 入札の方法

入札参加者は、次のいずれかの方法によって入札を行うこと。

ア 本人又は代理人が3に定める入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合には委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)イに定める提出先を宛先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」と朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)の入札執行日時を記載したものに限る。)をもって、令和元年12月3日(火)午前9時から令和元年12月18日(水)午後5時までに必着で郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者又は競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者の行った入札

(2) 新潟県企業局財務規程(昭和62年新潟県企業局管理規程第4号。以下「財務規程」という。)第155条第1項各号に掲げる入札

(3) 入札参加者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正の行為をしたと認められる入札

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

財務規程第146条第1項の規定に基づき、8(3)イにより自己の見積もった契約希望金額の100分の5に相当

する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。(2)に同じ。）以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。(2)に同じ。）とする。ただし、同条第3項第1号に該当する場合は免除する。

(2) 契約保証金

財務規程第137条第1項の規定に基づき、契約金額の100分の10に相当する金額以上の現金とする。ただし、同条第3項第1号に該当する場合は免除する。

11 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした入札参加者のうち、別紙落札者決定基準に基づき、新潟県企業局にとって最も有利な申込みを行った者を落札者とする。

12 暴力団の排除

(1) 暴力団の排除に関する誓約書については、入札説明書による。

(2) 契約の履行に当たり、暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び新潟県へ通報報告を行うこと。

13 その他

(1) 提出書類の取扱い

ア 提出する書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された書類は、本件入札の落札者決定のための審査に使用する場合を除き、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された書類の審査を行う際、必要な範囲において提出者に通知することなく複製することがある。

エ 提出された書類は、返却しない。

(2) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 本件調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続（平成11年新潟県告示第1221号）に基づく苦情の申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

ウ 詳細は、入札説明書による。

エ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件入札及び契約の内容に関しては、財務規程その他日本国の関係法令の定めるところによる。

14 Summary

(1) Project Description:

Replacement of Financial Accounting System Including Other Related Tasks

(2) Time and Place of bidding:

10:00a.m. 19 December, 2019

Niigata Prefectural Administration Building Bidding Room

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture

(3) For more information, please contact the following division in Japanese:

General Affairs Division

Bureau of Public Enterprise

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture

950-8570

JAPAN

TEL:025-280-5566

E-mail:ngt300010@pref.niigata.lg.jp

落札者決定基準

1 落札者の決定方法

新潟県企業局財務会計システム等更新業務委託に係る総合評価一般競争入札について、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした入札参加者のうち、価格点及び技術点の和(以下「総合評価点」という。)の最も高い者を落札者とする。

なお、総合評価点が最高となる者が2者以上あるときは、当該2者以上のうち技術点の最も高い者を落札者とし、総合評価点が最高で、かつ、技術点が最高の者が2者以上あるときは、当該2者以上によるくじ引きにより落札者を決定する。

2 総合評価点の算出方法

(1) 価格点の算出方法

次のとおり算出して得た値(小数点以下第1位を四捨五入したもの)を価格点とする。ただし、いずれの入札参加者とも入札金額が同額である場合又は入札参加者が1者である場合の価格点は、一律100点とする。

【入札参加者が3者以上である場合】

$$\begin{aligned}
 \text{価格点} &= \text{価格点の配点 (200点)} \times \frac{\text{偏差値}}{100} \\
 \text{偏差値} &= \frac{\left(\text{入札額} - \text{入札額の平均} \right) \times -10}{\text{標準偏差}} + 50 \\
 \text{標準偏差} &= \sqrt{\frac{\left(\left(\text{入札額} - \text{入札額の平均} \right) \text{の2乗} \right) \text{の入札参加者の総和}}{\text{入札参加者数}}}
 \end{aligned}$$

【入札参加者が2者である場合】

$$\begin{aligned}
 \text{価格点} &= \left(\text{価格点の配点 (200点)} \times \frac{\text{修正偏差値}}{100} \times 2 \right. \\
 &\quad \left. + \text{価格点の配点 (200点)} \times \left(1 - \frac{\text{入札額}}{\text{予定価格}} \right) \right) \div 3 \\
 \text{修正偏差値} &= 50 - \frac{\text{偏差値} \text{の差の絶対値}}{2} \times \frac{\text{入札額} - \text{他者の入札額}}{\text{予定価格}}
 \end{aligned}$$

※偏差値の算出は、入札参加者が3者以上である場合と同様とする。

(2) 技術点の算出方法

企画提案書の内容について、新潟県企業局財務会計システム等更新業務委託業者総合評価委員会の各委員が次の項目をそれぞれ5段階で採点し、全委員による合計得点の平均値（小数点以下第1位を四捨五入したもの）を技術点とする。

区分	細項目	評価の視点	配点
業務関連	実績	地方公営企業向けの企業会計システムの開発実績を十分有しているか。	10
	技術力	管理技術者その他要員は、本業務を履行するために十分な知識及び経験を有しているか。	50
	履行体制	要員を過不足なく配置し、具体的なスケジュールにより、本業務を効果的に履行できる体制が整っているか。	50
	課題への対応	事業者の実績や経験を踏まえ、履行過程で発生するおそれのある課題及びその解決策が示されているか。	50
機能面	システムの特徴	仕様書の機能要件を満たすほか、RPAの活用、将来的な拡張性等の観点から、工夫がなされたものであるか。	30
	操作性能	視認性に優れ、種々の操作補助機能を備えるなど、ユーザインターフェースに十分配慮がなされているか。	40
	設定変更	画面レイアウト、出力形式等について、ユーザの要求に応じて柔軟に変更することができるか。	20
	機能の充実度	検索機能、分析機能、シミュレーション機能その他システムの利便性を向上させる機能は充実しているか。	30
非機能面	機器等の調達	ライフサイクルコストの低減及び新潟県が保有する情報資産の十分な活用に留意しているか。	20
	稼働後の体制	運用サポートの範囲、保守期間等は十分に確保され、これに要する経費は妥当なものとなっているか。	50
	仕様変更	地方公営企業会計基準の改正等によって仕様変更の必要性が生じた場合に、適切に対応できるか。	30
	セキュリティ対策	情報セキュリティ侵害を未然に防ぎ、万一障害が発生しても迅速かつ確実に被害の拡大を阻止できるか。	20
合 計			400

【採点基準】

評価	企画提案内容	得点
A	非常に優れている。	配点の100%
B	優れている。	配点の70%
C	普通であり、基準を最低限満たしている。	配点の50%
D	やや劣っており、一部基準を満たしていない。	配点の20%
E	かなり劣っており、多くの部分で基準を満たしていない。	配点の0%

選挙管理委員会規程

新潟県選挙管理委員会規程第6号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年11月5日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第1（病院）			別表第1（病院）		
市区町村名	病院の名称	所在地	市区町村名	病院の名称	所在地
(略)			(略)		
十日町市	(略)	(略)	十日町市	(略) 中条第二病院	(略) 十日町市大字中条己2941
	(略)	(略)		老人保健施設 き たはら	十日町市中条己 2958
(略)			(略)	(略)	(略)
別表第2（老人ホーム）			別表第2（老人ホーム）		
市区町村名	老人ホームの名称	所在地	市区町村名	老人ホームの名称	所在地
(略)			(略)		
新潟市北区	(略) 住宅型有料老人 ホーム スマイル ホーム豊栄	(略) 新潟市北区北陽 2-770-72	新潟市北区	(略) 住宅型有料老人 ホーム スマイル ホーム豊栄	(略) 新潟市北区北陽 2-770-72
	介護付有料老人 ホームくるみの杜	新潟市北区葛塚 3487番地			
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。